

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)冷水峠風力  
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年3月15日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)冷水峠風力発電事業 環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県むつ市及び東通村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 31,500kW(2,100kW×15基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年10月30日
住民等意見の概要受理	平成27年12月22日
青森県知事意見受理	平成28年 2月29日
環境大臣意見受理	平成28年 3月 1日

問合せ先: 電力安全課 長村、笠原  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)冷水峠風力  
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

- (1) 本事業は、環境影響評価方法書手続以降に対象事業実施区域及び風力発電設備の設置基数等を大幅に変更していることから、対象事業実施区域、風力発電設備の設置基数及び位置の決定に至る過程において、環境保全に配慮した内容並びにこれら事業内容の変更に伴い環境影響評価の項目及び手法を再検討した内容を明らかにすること。
- (2) 対象事業実施区域内には、水源かん養保安林及び代償植生のうち自然度の高いブナ・ミズナラ群落等が含まれており、これらの改変に伴い、治山・治水や植生、水生生物等への影響を及ぼすおそれがあることから、改変区域を可能な限り縮小する事業となるよう風力発電設備及び工事用道路の配置の変更等の環境保全措置を検討すること。
- (3) 本事業の対象事業実施区域には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められている区域が含まれていることに加え、これらの事業が隣接して実施されることで、騒音等、動物及び景観等について累積的な影響が懸念されるが、準備書において、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価されていない。

このため、環境影響評価書までに、事業者間で協議・調整し、実現可能な事業の内容を検討するとともに、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮して予測及び評価を再度実施すること。その結果、重大な影響を回避又は低減できないことが明らかになった場合には、配置計画等の事業計画を見直すこと。さらに、累積的な影響の予測及び評価の結果並びにそれを踏まえた事業計画の検討の経緯及び結果について、環境影響評価書に記載すること。

- (4) 上記(3)の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。
- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。なお、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、騒音等及び動物等の事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と情報を共有し、必要に応じて合同で調査すること等により、累積的な影響を把握すること。
  - ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学

的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### (1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカをはじめとする希少猛きん類の生息・繁殖が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、効果が認められたブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛きん類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。